

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(補助金の概算払)</u></p> <p><u>第8条 補助金は、教育長が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(事業実績報告)</p> <p>第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は別記第5号様式とし、補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに、教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 教育長は、前条により事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。</p> <p>(決定の取り消し)</p> <p>第11条 教育長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。</p> <p>(3) 第5条に違反したとき、又は第9条の報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。</p> <p>(グリーン購入)</p>	<p style="text-align: center;">高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(事業実績報告)</p> <p>第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は別記第4号様式とし、補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに、教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 教育長は、前条により事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査又は確認し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。</p> <p>(決定の取り消し)</p> <p>第10条 教育長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。</p> <p>(3) 第5条に違反したとき、又は第8条の報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。</p> <p>(グリーン購入)</p>

第12条 事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年3月26日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めることとする。

(情報公開)

第13条 補助対象事業又は事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。

附 則
略

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

別表1（第3条関係）～別表3（第5条関係） 略

第11条 事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年3月26日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めることとする。

(情報公開)

第12条 補助対象事業又は事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第8条第3項、第10条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。

附 則
略

(追加)

別表1（第3条関係）～別表3（第5条関係） 略

第1号様式の3（第4条、第5条、第9条関係）

収支（予算・決算）書

【収入】

科目	予算（決算）額（円）	備考
収入合計		

【支出】

科目	予算（決算）額（円）	備考
補助対象経費		
小計		
その他の経費		
小計		
支出合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

補助事業者名

第1号様式の3（第4条、第5条、第8条関係）

収支（予算・決算）書

【収入】

科目	予算（決算）額（円）	備考
収入合計		

【支出】

科目	予算（決算）額（円）	備考
補助対象経費		
小計		
その他の経費		
小計		
支出合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

補助事業者名

第4号様式（第8条関係）

高知県教育長 様 年 月 日

申請者
住所
氏名

概算払請求書

金 円

年 月 日付け高知県教育委員会指令第 号により交付決定（又は変更交付決定）のあった
年度高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金を高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付
要綱第8条第2項の規定により、概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円
既交付額 円
今回請求額 円

銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普通 当座		

<追加>

第5号様式（第9条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

実績報告書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業報告書（別記第1号様式の2）
- 2 事業実施に係る収支決算書（別記第1号様式の3）
- 3 (1)納品書、請求書及び領収証の写し
(2)購入状況・工事完了が確認できる写真
- 4 その他教育長が必要と認めるもの

第4号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

実績報告書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業報告書（別記第1号様式の2）
- 2 事業実施に係る収支決算書（別記第1号様式の3）
- 3 (1)納品書、請求書及び領収証の写し
(2)購入状況・工事完了が確認できる写真
- 4 その他教育長が必要と認めるもの

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（又は変更決定）を受けました高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。